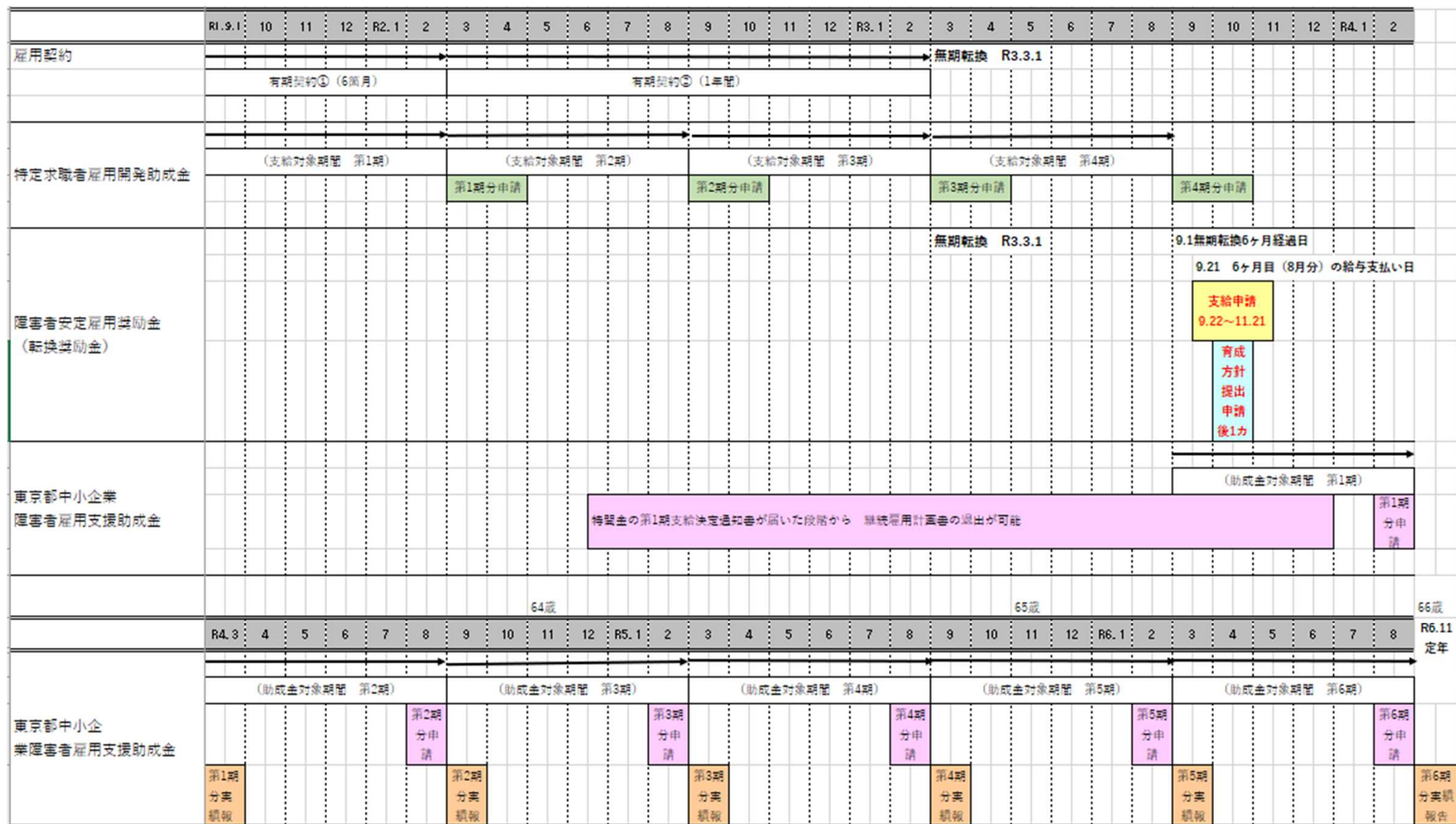


助成金研究会

令和3年12月11日(土) 開催セミナー

障害者雇用に関する助成金

講師 いしわ社会保険労務士事務所
所長・特定社会保険労務士
石和 信人



特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等[※]の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

※ ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	40(30)万円	1年	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

※1 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

※3 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

特定求職者雇用開発助成金

<対象労働者>

対象労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）	
イ 60歳以上の者	ヌ 沖縄失業者求職手帳所持者(45歳以上)
ロ 身体障害者	ル 漁業離職者求職手帳所持者(45歳以上)
ハ 知的障害者	ヲ 手帳所持者である漁業離職者等(45歳以上)
ニ 精神障害者	ワ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者(45歳以上)
ホ 母子家庭の母等	カ 認定港湾運送事業離職者(45歳以上)
ヘ 父子家庭の父(児童扶養手当を受給している方に限る)	ヨ その他就職困難者(アイヌの人々:北海道に居住している45歳以上の者であり、かつハローワークの紹介による場合に限る)
ト 中国残留邦人等永住帰国者	
チ 北朝鮮帰国被害者等	
リ 認定駐留軍関係離職者(45歳以上)	

※ アイヌの人々：「人権教育の為に国連10年」に関する国内計画（平成9年7月公表）に用いられている用語

※ 「雇用給付金取扱職業紹介事業者の標識を掲げる特定地方公共団体、有料・無料の職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者」の紹介による場合は、上記のヨに該当する者以外の者を雇い入れた場合に対象となります。

特定求職者雇用開発助成金

＜支給申請の手続き＞

- 助成金は、支給対象期[※]ごとに、2～6回に分けて支給します。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から**2か月**以内です。
- 1回目の支給申請がなされていない場合でも、2回目以降の支給申請は行えます。
(ただし、既に支給申請期間が終了した支給対象期の助成金は支給されません。)

※ 支給対象期は、**起算日**から6か月間ごとに区切った期間です。起算日は、

- ・ 賃金締切日が定められていない場合は雇入れ日
- ・ 賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日（ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れ日）となります。

東京都の助成金

東京都障害者安定雇用奨励金

障害を持つ方が、職場で安心していきいきと活躍できる環境を整備することを目的とする助成金

障害者安定雇用奨励金は2種類

- 雇入奨励金

新たに障害者を正規や無期で雇用かつ賃金その他一定の処遇で採用した場合

- 転換奨励金

雇用している障害者を有期雇用⇒無期雇用に転換かつ賃金その他一定の処遇改善を行った場合

轉換奨励金

◎支給額

- ・精神障害者 1 5 0 万円
- ・精神障害者以外 1 2 0 万円

※中小企業の場合

支給対象事業主の要件

- ① 東京都内の雇用保険適用事業所
- ② 政策連携団体でないこと
- ③ 過去5年間に労働関係法令等の重大な法令違反等がないこと
- ④ 都税の未納付がないこと
- ⑤ 風俗営業、性風俗関連特殊営業等に類する事業を行っていないこと
- ⑥ 事業主等が暴力団員等関係者をでないこと
- ⑦ 支給申請日及び支給決定日において倒産していないこと

対象労働者

特定求職者雇用開発助成金の対象となる障害者等

支給の要件

- ・ 転換時期：有期雇用⇒無期雇用
- ・ 雇入れから **3年以内**
- ・ 対象の労働者が特開金の**支給決定**を受けていること
- ・ 東京**都内**の事業所にて就労
- ・ 転換後の所定労働時間 **週20時間以上**
- ・ 雇用保険の**加入手続き**を行っていること
(※社会保険は適用要件に該当する場合)

賃 金

転換後に①または②に該当すること

①転換前の賃金より時給換算額で **5%以上**昇給
かつ

昇給後の賃金が**最低賃金を 5%以上**上回る額

②賃金が**最低賃金を 10%以上**上回る額

さらに：**常に最低賃金を 5%以上**上回る額であること

雇用継続と賃金支払い

転換後 6 か月以上の雇用継続し、
6 か月以上の賃金を支給していること

※ 1 か月あたりの実労働時間が 8 割以上であること

制度の適用

次の①～⑧のうち、適用される制度が2つ以上あること

- ①昇給制度
- ②賞与制度
- ③通院有給休暇または病気有給休暇
- ④テレワーク制度
- ⑤フレックスタイム制度
- ⑥通勤緩和制度
- ⑦時間単位での年次有給休暇制度
- ⑧永年勤続表彰制度

制度の適用

転換日時点で、適用される制度が整っていること

就業規則または雇用契約書に定めること

対象者に制度の説明を行っていること

支給申請の手続き

申請時期

- ・ 転換日から6か月経過し、6か月分の賃金を支給した翌日から2か月以内

(例) 給与：月末締め 翌月20日払い（土日祝は後払い）

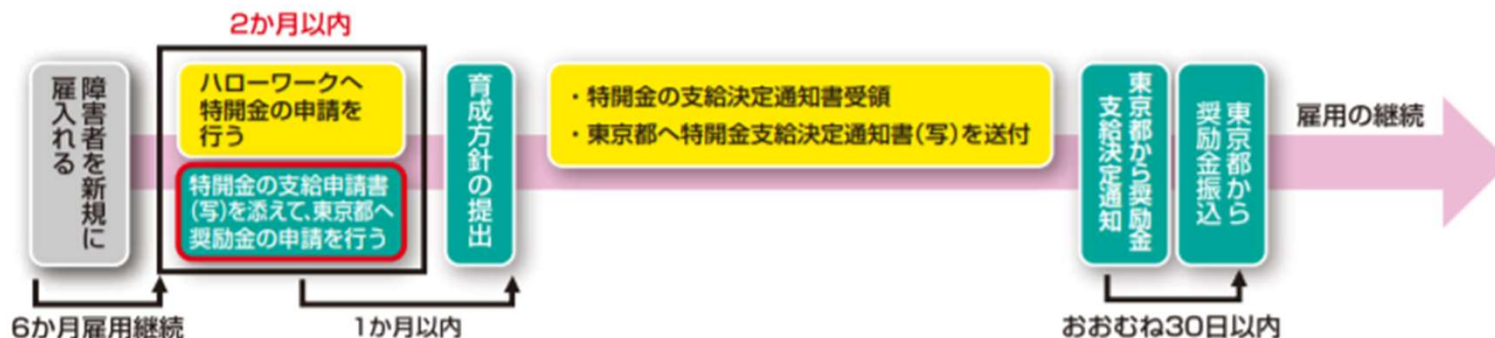
- ・ 転換日 R3.3.1
- ・ 6か月経過日 R3.9.1
- ・ 8月分の賃金支払日 R3.9.21
- ⇒ 申請期間 R3.9.22～R3.11.21

申請の流れ

どちらの奨励金も東京都への申請時にハローワークへ特開金の申請手続きを終えていることが必要です。

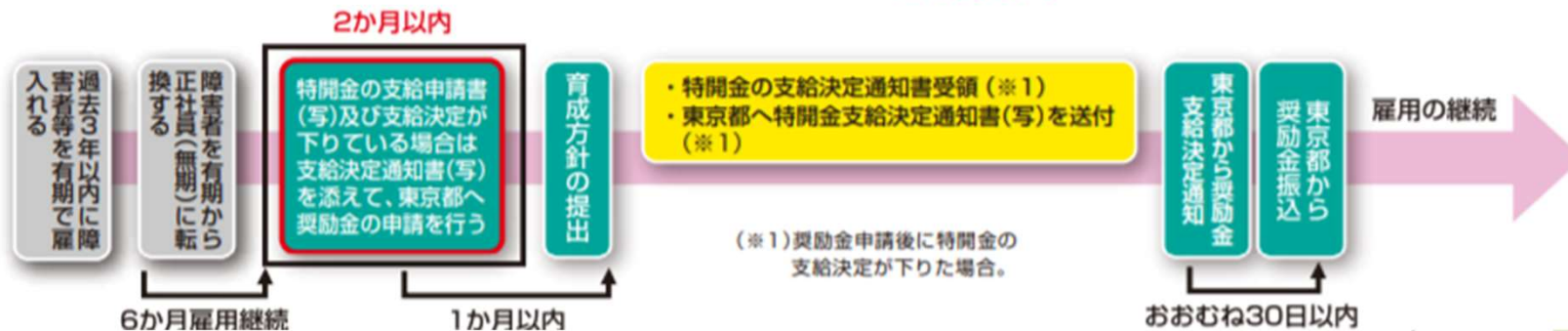
1. 雇入れの場合

対象となる労働者を採用した日より6か月経過した日から**2か月以内**に東京都へ申請してください。



2. 転換の場合

対象となる労働者を転換した日より6か月経過した日から**2か月以内**に東京都へ申請してください。



添付書類

- ①特開金支給申請書および支給決定通知書（写し）
- ②障害者であることが確認できる書類（写し）
- ③雇用契約書（写し） ★ ※雇入れ時から申請日までのすべての期間
- ④就業規則、給与規定（写し） ★
- ⑤賃金台帳等（写し） ★
- ⑥労働時間が確認できるもの（出勤簿、タイムカード等の写し） ★
- ⑦会社案内・会社概要（登記簿謄本等の写し）
- ⑧印鑑証明書 ※発行日から3か月以内のもの
★原本証明が必要なもの

支給決定・振込

支給決定通知書受理⇒おおむね **30日以内**に振込

最後までご清聴いただき、
ありがとうございました。